## 建設局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 この要領は、千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下「決裁規程」という。) 別表第1共通専決事項1一般的事項の表(以下「一般的事項の表」という。)並びに同表第1共 通専決事項3財務に関する事項(1)歳入予算の執行の表及び(2)歳出予算及び債務負担行 為の執行の表(以下「財務に関する事項の表」という。)備考2及び備考3に基づき、建設局所 管事項の取扱いを定めるものとする。
- 2 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 3 一般的事項の表中(1)、(5)、(6)及び(7)に規定する専決事項に係る建設局所管事項の 取扱いは、別表1のとおりとする。
- 4 別表1共通専決事項1に定める専決事項の欄に(5)と規定する各項における専決すべき事項の欄に規定する処分のうち、当該処分を拒否する処分を行おうとする場合は、この要領にかかわらず、決裁規程の規定により専決するものとする。
- 5 財務に関する事項の表に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。 ただし、別表2専決すべき事項の欄に規定する事項に係る課内回議の順序は、同表の課内回議 の欄に定めるとおりとする。
- 6 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めた ものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。